

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求上告事件  
国側当事者・国

平成21年5月8日棄却・確定

(第一審・津地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年7月31日判決、本資料258号-142・順号11000)

(控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月4日判決、本資料258号-240・順号11098)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成21年5月8日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志